

小金井市防犯機器等購入等補助事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の防犯対策を推進し、犯罪を未然に防止するため、小金井市（以下「市」という。）内の住宅、店舗、事業所等（以下「住宅等」という。）に防犯用品の購入及び設置（以下「購入等」という。）をした市民に対し、小金井市防犯機器等購入等補助事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することによって、安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、住宅等の所有者、使用者又は管理組合とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人にあっては、補助金の申請日において市内に住民登録があり、その住所に居住している個人であること。ただし、市内の住宅等の所有者であって、市以外の住民基本台帳に記録されているものの場合は、この限りでない。
- (2) 小金井市暴力団排除条例（平成24年条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (3) 住宅等の売買を目的として次条に規定する補助対象事業を行う者でないこと。
- (4) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体ではないもの

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、市内の住宅等において行う次に掲げるものとする。

- (1) 防犯カメラの購入のうち、次に掲げるものを全て満たすもの
 - ア 設置場所が住宅等の敷地内であること。
 - イ 撮影範囲が原則として住宅等の敷地内であり、かつ、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅等の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者又は使用者に事前に説明を行い、同意を得ていること。
- (2) カメラ付きインターフォンの設置
- (3) 防犯性能の高い錠又は補助錠の設置
- (4) 防犯フィルムの貼付け
- (5) 人感センサーライトの設置
- (6) 面格子の取付け
- (7) 雨戸・シャッターの設置

- (8) ダミーカメラの設置
- (9) サムターンカバー及びロックカバーの取付け
- (10) カム送り防止具の取付け
- (11) ガードプレートの取付け
- (12) ガラス破壊センサーの取付け
- (13) 防犯砂利の購入
- (14) 防犯に関するシールの購入
- (15) センサーラームの取付け
- (16) 防犯カメラ等のリース・レンタル品に対する設置工事費（維持管理費を除く。）
- (17) ホームセキュリティの初期費用（維持管理費を除く。）
- (18) その他侵入犯罪の未然防止に必要であると市長が認めるもの

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる場合は、補助対象経費とはしないものとする。

- (1) 転売・譲渡等を目的とする場合
- (2) 第三者からの譲渡その他購入以外の方法により取得した防犯機器等の場合
- (3) 補助対象者が自ら設置、取付け等を行い、これらに要した経費である場合

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30,000円を限度とする。

（補助の制限）

第6条 補助金の交付の回数は、一の住宅等につき1回を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、二世帯住宅等（一の住宅に各世帯の専用の玄関、台所、トイレ等を有し、それぞれの世帯で独立した生活が可能であるものをいう。）に対する補助金の交付の回数は当該世帯ごとにそれぞれ1回を限度とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、区分所有建物又は共同住宅等であって共用部分を有するものの当該共用部分に係る補助金の交付の回数は、一の住宅等の共用部分につき1回を限度とし、共同住宅等を所有し、もしくは管理する者又は区分所有建物の共用部分を管理する管理組合に対して交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 損害金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小金井市防犯機器等購入等補助事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯設備工事等の内容及びその施工日又は購入日、領収金額、領収年月日、販売店等の名称、住所等が記載された領収書その他の書類又はその写し
- (2) 前1号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 共同住宅等の所有者が共同住宅等に設置する場合は、当該共同住宅等を所有していることが分かる書類の写し

3 申請書は、窓口における手続、郵送又はオンラインのいずれかにより提出するものとする。この場合において、補助対象者が高齢等の事情により自ら提出できないときは、代理により申請することができる。

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査する。

2 市長は、補助金を交付することを決定したときは、小金井市防犯機器等購入等補助事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。なお、交付の決定については、申請の順序により行うものとする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、小金井市防犯機器等購入等補助事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付すことができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第9条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、速やかに小金井市防犯機器等購入等補助事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、補助決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助決定者は、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかにその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(請求)

第11条 補助決定者は、小金井市防犯機器等購入等補助事業補助金請求書（様式第5号）により、市長に対し助成金の交付を請求するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、第9条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(調査等)

第13条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対し報告を求め、調査することができる。

(その他)

第14条 この要綱及び小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年9月16日から施行する。